

293. 湖国における近世地瓦の展開状況 (野洲町・中主町編)

1：はじめに

これまでに、近世の在地瓦生産（以下、地瓦と称す）について琵琶湖南部の旧栗太郡に属する草津市、守山市、および甲賀郡石部町の状況を検討してきた。

検討の結果、旧栗太郡における地瓦の成立は18世紀前半にあり、途中、瓦師の交替現象（画期）を経ながら明治維新に至ることを確認した。また、旧栗太郡内の瓦師の活動は、内部に向かっては仲間組織を形成し、郡内での販路設定を行うなど相互の連帯を図り、その一方で外部に向かっては販路の拡張を試みるなど、湖国の瓦生産地として著名な大津や八幡にも劣らぬ組織と活動をもった特異な存在であった点も明らかとなった。

今回は、琵琶湖南部、いわゆる湖南地域のうち、残る野洲町および中主町（いずれも野洲郡）の地瓦の展開状況について、当該地にて収集した銘瓦資料を用いて検討していくものである。（表1）

2：野洲郡における地瓦の展開状況

a：栗太郡瓦師の活動

当該地における栗太郡瓦師の活動は、野洲川沿いの行畑ならびに市三宅の両集落で確認されているが、それより内陸部では彼らの活動は確認できていない。したがって、湖南屈指の大河である野洲川が彼らの一応の活動領域を規定する存在であったことが考えられる。

彼らの活動を年次的に述べるならば、No16の顕了寺にある享保年間（1716～1735）銘の瓦を葺いた行岡氏の事例がその嚆矢といえる。行岡氏は、銘にあるように栗太郡大宝村（現、栗東町大字）に居を構える瓦師である。銘にある行岡利兵衛は、栗太郡において収集した銘瓦資料では確認できていない人物であるが、居住地ならびに氏名から恐らく同一の集団に属するものとみて良からう。そうなれば、行岡氏は、合計5名の瓦師が存していたこととなり、栗太郡瓦師でもかなりの規模を持つ造瓦集団であったことが判る。

一方、これまでの検討から、行岡氏のおおよその活動期間は1730年代から1770年代であることが判明している。したがって、今回収集した顕了寺の享保年間の銘瓦も1730年代の所産であることが考えられ、行岡氏初期の活動の一つであることが指摘できる。

次に、No18の安楽寺にある延享4年（1747）銘の瓦を葺いた林氏は、高野村六地藏（現、栗東町大字六地藏）に居を構える瓦師である。林氏は、銘にある林太右衛門の他に2名の瓦師の存在が確認でき、計3名による操業が判明している。また、その活動期間も1720年代～1750年代であることが判明している。したがって、今回の安楽寺での事例は彼らの後半期における活動の一つとして位置づけることができる。

今述べた行岡氏ならびに林氏は、彼らの活動期間から2時期に分かれる近世栗太郡瓦師の前半期、すなわち栗太郡第1画期の瓦師に属する。今回収集の資料から、彼らは成立当初から広範囲の活動を志向していたものと理解できる。

残るNo17の浄満寺の瓦を葺いた井上吉右衛門は、栗太郡第2画期に属する瓦師であるが、井上氏は父親と推定される吉三郎（彼は栗太郡第1画期の瓦師に属する。）の跡を継いで1760年代より活動しており、居住地である金勝中村（現、栗太郡大字中村）を中心に、隣接する甲賀郡石部町および草津市域で活発な活動を行っている。なお、吉右衛門が浄満寺の瓦を葺いた時期は不明であるが、彼の活動期間が1760年代から1810年代に求められること、また、彼の活動の後半期は地元を中心とする活動を専らとしていることからみて、当該寺院での作事は彼の前半期、すなわち1760年代に求めることが妥当といえよう。

以上のことを総合するならば、野洲郡内での栗太郡瓦師の活動は18世紀前半から中期後半までとなる。

（図1、2）

b：八幡瓦師の活動

いまみてきた栗太郡瓦師と入れ替わって活動を活性化させるのが八幡瓦師と野洲町を中心とする在地瓦師達である。

このうち八幡瓦師は、宝暦13年（1763）銘のあるNo30の兵主大社をはじめとして、以後、安政4年（1857）銘のNo24の錦織寺までの約90年余、その活動痕跡を銘

瓦に留めている。

なお、彼らの活動は1800年を境に一旦途絶えてしまうようにみえるが、彼らの活動から推察して活動の断絶がこの時期にあったとは考えにくい。(図1)

また、彼らの居住地をみると八幡本町、市井村、多賀村等があり、また、様々な瓦師が郡内で活動していることが銘から判る。彼らの多くは古文書にも登場する人物であり、八幡瓦師の中でも有力な者たちであることが判る。野洲郡内での彼らの活動を見ると、互いに比較的自由であったことが窺え、後述する八幡周辺での在り方から比べると、いささか様相を異にしていることが指摘できる。

c：在地瓦師の活動

以上、外部2勢力の活動とは別に、在地瓦師による活動のはじまりは、安永4年(1755)銘のNo2、子安地藏堂に求めることができる。

在地瓦師には、中北村の福丸徳右衛門、富波村の□□助(□は判読不可文字)、市三宅村の岩本重助(瓦重)などがいるが、彼らの活動期間には重複が無く、また、短期的であり、銘瓦の分布から判る彼らの活動範囲も、福丸氏を除き、居住地周辺を対象としていたことが判る。

これらのことから推察して、彼らの経営基盤は総じて弱く、恐らく家内組織による一代限りの操業であったものと考えられる。

このように、在地に零細な瓦師しか誕生できなかった事例は、栗太郡瓦師の圏域であった石部町および守山市域で確認されている。両地域では、在地瓦師の誕生が幕末前後と極めて遅く、また、栗太郡瓦師と比較して技術的、経済的に遥かに劣ることが看取できる。したがって、野洲郡における在地瓦師のこうした在り方も、八幡瓦師と栗太郡瓦師、この2大造瓦集団に挟まれた土地の特色を表しているものとみられる。

因みに、中主町での在地瓦師の誕生は、時代的にかなり降って明治期に入ってからのものであることから、この要因はまた別に考える必要があろう。

d：野洲郡における近世期の瓦の受容と画期

以上、野洲町ならびに中主町が属する野洲郡における地瓦の展開状況を見てきた。

その結果、近世期の瓦の受容は、aでみたように18世紀前半代、野洲川沿いの市三宅、行畑等、当時の中山道沿いを中心に開始される。開始年代だけを捉えた場合、隣接する守山宿で想定される瓦の受容が18世紀中葉であったことから、野洲郡内でのこの在り方はかなり先行したものを見出すことができる。

ただし、この後、郡内での瓦受容が順調に進んだか

は疑問とするところである。むしろ18世紀前半代のこれらのケースは、野洲川渡河点に位置し、交通的にも重視されていた当該土地における一種の格付けのために行なわれたパフォーマンス的側面が強く、草津宿などで認められる受容契機とは内容的に異なることが考えられる。ただ、この時期の活動が、近接する八幡瓦師の手に拠らず、栗太郡瓦師の手に占められていたことは注目すべきであろう。

この栗太郡瓦師の当該地での活動は、1760年代には終息を迎えるものと推察できるが、この終息(撤退)がいかなる理由によるものか興味深いところである。

まず考えられるのは、居住地である栗太郡での瓦需用の上昇によって、遠隔地である当該地での仕事のメリットが薄れてきたことがあげられよう。そして、在地瓦師の誕生と八幡瓦師の参入が、栗太郡瓦師の当該地からの撤退を更に促したものとみられる。

栗太郡瓦師の撤退以後、野洲郡内での活動は、みてきたように八幡瓦師と在地瓦師によって賄われていくが、以後、彼らの活発な活動から、郡内の瓦需用は普及期に入ったものと見なすことができる。特に、在地瓦師の誕生は、栗太郡でもそうであったように地元における瓦需用の増加が契機となったとみられることから、18世紀中期後半が、野洲郡での瓦の普及に係る一画期であったと認識できよう。(図1)

しかし、彼ら在地瓦師にとって不幸であったのは、栗太郡瓦師の撤退以後、間髪を入れずに更に強力な造瓦集団であった八幡瓦師が、郡内の活動に参入してきたことであつたらう。この高度な技術、強力な生産力をもった八幡瓦師の本格参入によって、在地瓦師達は瓦需用の高まりという追い風はあつたであろうが、経営状態は当初から健全とは言い難かつたであろうし、そのことが、短期でしか確認できない彼らの活動へと結びついているといえるのである。

なお、在地瓦師ならびに八幡瓦師は、ともに1850年代でその活動が終息に向かう状況が窺える。この間にも、在地瓦師の間では上記理由による瓦師の交替現象はあつたものとみられるが、全体的にみれば野洲郡での近世瓦の展開は、明治維新直前のこの時期に一応の終息を迎えたものとみて良く、ここに野洲郡での地瓦の衰退という一画期を想定することができよう。

以上、野洲郡における地瓦の展開状況は、18世紀前半代の受容期、続く普及期、そして衰退期という3画期で捉えられ、また、それぞれ栗太郡瓦師の寡占と撤退、八幡瓦師の参入と寡占、地元瓦師の誕生と零細運営という各造瓦集団の活動事象を以て表すことができる。さて、このように大きく3つの画期、および3つの造瓦集団により把握できる野洲郡での地瓦の展開状況であるが、栗太郡における状況と比較した場合、栗太郡

域および内陸の石部町で確認できた京都系瓦師の活動が、野洲郡では認められないという特徴的な事象が浮かび上がってくる。この事象の要因の一つとして、野洲郡における瓦の受入基盤の低さがあげられよう。

すなわち、野洲郡は江戸時代前期より湖国の有力瓦生産地であった八幡の南に位置する土地であり、八幡瓦の圏域であったことが考えられる。しかし、先にみたように18世紀前半期、野洲郡での瓦を扱ったのは新興造瓦集団であった栗太郎瓦師であったことを考えるならば、野洲郡における瓦の受容はそれより以前、皆無に近い状況であったとみられ、相対的に本地での瓦の受入基盤が元来低かったことが指摘できる。

無論、瓦の受入基盤の低さは、椽皮等、古来からの屋根材の受入率の高さに他ならないと考えられることから、野洲郡の東方にある豊富な木材資源、あるいは既存の屋根葺師の存在も忘れてはならない。これらのことから、野洲郡での瓦の受入基盤は総じて低く、結果として京都系造瓦集団の本地への進出が不可能であったとみられる。

3：八幡瓦師の工人組織について

前節で中主町、野洲町における地瓦の展開状況を見てきたが、本節では、八幡瓦師の工人組織について検証してみる。

まず、今回収集した銘瓦資料の内、八幡瓦師が複数共業している事例を以下に提示する。

I：No 8 - (イ) 専念寺例

寛政十二□四月／八まん本町元／福井太兵衛／善蔵作

II：No 24 - (オ、カ) 錦織寺例

安政四年／巳十月吉日／御本山御用／御用瓦師八幡住（垣内）徳右衛門／同池田丁久田佐兵衛七十七作

III：No 24 - (ケ) 錦織寺例

八幡山本町住人／御瓦師福井太兵衛／同池田三丁目住人久田佐兵衛／七十七才作

IV. No. 28 - (ア) 正賢寺例

安永四乙未十月吉日／瓦屋徳右衛門／八幡池田三丁目／作人久田佐兵衛

V. No 30 - (カ) 兵主大社例

湖東／八幡御瓦大工／寛政九巳九月吉日／垣内徳右衛門／久田佐兵衛作

以上が、八幡瓦師の共業事例であるが、次に個々の事例について詳しく彼らの関係をみていく。

まず、I についてであるが、これは銘文内容および記載位置から福井太兵衛が主であり、善蔵が従の関係であることは間違い無い。したがって専念寺での仕事は、福井太兵衛が仕事を取り仕切り、その下で善蔵が

造瓦に携わっていたことが判る。

次に、II および III についてであるが、瓦の葺かれた錦織寺は野洲郡内における有力真宗寺院であり、壮大な面積の境内には多くの堂宇が今も残っている。安政4年（1857）銘瓦のある阿弥陀堂もそれら境内に存する施設の一つである。銘より垣内徳右衛門と福井太兵衛、そして久田佐兵衛、以上3名の瓦師の存在が作業に携わっていることが窺えるが、銘文から垣内徳右衛門と福井太兵衛が作業を主導し、久田佐兵衛が作業に携わるという構図が復元できる。特に垣内徳右衛門に付された御用瓦師ならびに福井太兵衛に付された御瓦師という職名から彼らにも作業の上下関係があったものと考えることができ、徳右衛門が全体統括者、太兵衛がその下で作業を取り仕切っていたことが想定できる。

更にIVでは、IIと同様、徳右衛門と久田佐兵衛の両名の名が登場するが、IVの事例はIIの事例に遡ること82年前の事柄を示すものであることから、両事例に登場する徳右衛門と久田佐兵衛は別人とせざるを得ない。したがって世代の異なる両者達は徳右衛門と佐兵衛の名を引き継いだ者達であることが指摘できる。

さらに留意すべき点は、IVの場合でも、あるいは次のVの場合でも徳右衛門と佐兵衛とは主従の関係が成立することであり、代々、徳右衛門の下で働く佐兵衛の姿を銘瓦より垣間見ることができるのである。

一方、IIとIVの事例を比較した場合、前代の徳右衛門と当代の徳右衛門が有する職名の違いに留意する必要がある。すなわち、前代では単に瓦屋を名乗るに過ぎないのに対し、当代では御用瓦師を名乗るこの変化を単に有力寺院の屋根葺き替えに携わる者の一種の箔付けとして理解すべきなのだろうか。当該点を検証するために、『八幡町史』から八幡瓦の歴史を紐解いてみたい。

いわゆる八幡瓦は、伝承によれば江戸時代初期、京都深草の地より移り住んできた者たちによって開窯されたという。今回の調査では確認できなかったが、彼らの内に「深草屋」という屋号を用いる者がいたことは、この伝承のある程度の妥当性を示すものとみることができよう。

彼ら八幡瓦師は、最盛期、湖上交通を利用して遠く湖西、彦根方面まで活動範囲を広げていたが、各地に栗太郎瓦師のような新興造瓦集団が成立するに至り、他領での活動に規制が加えられるようになり、また、八幡瓦師自体も、周辺地域の瓦師の成立と成長により経営的に苦境に立たされることとなった。

そのため、天保2年（1831）11月、八幡周辺の瓦師の活動制限を求めた嘆願書を信楽代官所に提出するに至っている。しかしながら八幡瓦師と周辺瓦師との軋轢はその後も続き、安政2年から同4年（1855～1857）

までの間は極度の緊張状態に至っているが、当該問題解決に向けての調整能力を欠き、公権力に解決を訴える八幡瓦師の姿は、経営領域を蚕食され経済的にも社会的にも逼迫する彼らの苦境を示す以外のなにもものもなからう。

したがって、80余年を経て彼らの職名に変化が生ずる背景には、周辺瓦師の活動に制限を求め、また、自己の正当性を訴えていた当時の社会的状況がみえてくるのであり、彼らの置かれた社会的、時代的立場が職名に微妙に反映しているものと考えられるのである。さらに、IIの事例にある錦織寺を最後に八幡瓦師の活動が確認できない状況は、当時の八幡瓦師の姿をあまりに暗示しているといえるのではなからうか。

4：さいごに

以上、野洲郡に属する野洲町、中主町の近世地瓦の展開状況について、現地調査によって収集した資料を基に検討した。その結果、本地における近世期の瓦の受容は18世紀前半期に求めることが出来、19世紀中葉までの150年間近く、都合3つの画期によって捉えられることが判明した。

各画期は、栗太郡、八幡、そして在地の瓦師達のめまぐるしい勃興と衰退を表出したものであり、常に相互の力関係に影響されあう造瓦世界の特殊性を野洲郡の地瓦の展開状況は見事に示しているといえるのである。
(草津市教育委員会 小宮猛幸)

表1 野洲町・中主町銘瓦一覧

自治体名	地区名	大字名	番号	社寺等名	形態	年代(西暦)	銘文(ノは改行)				
野洲町	南桜	南桜	1	ア 野蔵神社	拝殿大棟鬼面瓦	明治39年(1906)	【左】草津六丁目ノ〇〇〇〇/久保源 【右】明治参拾九年/三月新調				
			2	ア 子安地藏堂	棟鬼瓦	安永4年(1775)	【左】瓦大工/中北村/福丸徳右衛門 【右】安永四年/四月十日吉				
	祇王	辻	イ	3	ア 西徳寺	本堂大棟鬼面瓦	文化6年(1809)	【左】〇〇〇〇〇〇/瓦師/長兵衛 【右】文化六巳巳年/四月吉			
						本堂下棟鬼面瓦	天保11年(1840)	【右】トバ天保十一年庚子年/瓦屋〇〇助作			
			4	ア	土安神社	門大棟鬼面瓦	-	【左】(印) 巴瓦重			
						5	ア 光念寺	本堂大棟鬼面瓦	安永10年(1781)	【左】安永十年〇〇〇〇〇〇/正月吉日 【右】八幡山/福井太兵衛	
	北	北	7	ア	浄専寺	獅子口瓦	寛政9年(1797)	【天】寛政九歳/巳仲夏/作者〇〇子/東湖幡/福井太兵衛			
						イ	獅子口瓦	-	【天】中北村/作者宮田重五郎		
						ウ	門下棟役瓦	-	八幡山〇〇/瓦師平兵衛		
			8	ア	専念寺	門大棟鬼面瓦	-	【左】瓦屋太兵衛			
						イ	門大棟鬼面瓦	寛政12年(1800)	【左】寛政十二〇〇〇四月/八まん木町元/福井太兵衛/善成作		
			藤原	小堤	9	ア	法善寺	鐘棟大棟鬼面瓦	明和8年(1771)	【左】御瓦工棟梁/八幡出店野〇〇/富〇〇〇 【右】明和八辛卯年/六月吉日	
								イ	-	-	【左】垣内氏
					10	ア	勝安寺	門大棟鬼面瓦	安永8年(1779)	【左】安永八年/三月吉日 【右】中北村/瓦大工/福丸徳右衛門	
	東町	11	ア	浄勝寺	蔵大棟鬼面瓦	寶永2年(1705)	【左】瓦徳 【右】寶永二乙酉年/作之				
					12	ア	照覚寺	棟獅子口瓦	-	【天】瓦/市三宅邑/岩木/重助(印) 〇瓦重	
	行畑	行畑	13	ア	行事神社	本殿大棟鬼面瓦	享保14年(1729)	【左】享保十四年酉歳/九月吉日 【右】江州〇〇村/藤原〇〇			
						14	ア	蓮照寺	本殿大棟鬼面瓦	安永6年(1777)	【左】中北村瓦大工/福丸徳右衛門 【右】安永六年/丁八月吉日
						15	ア	愛宕神社	堂下棟鬼面瓦	安政4年(1857)	【左】(印) 〇瓦重
						16	ア	彌了寺	本堂下棟鬼面瓦	享保十四(1716~1735)	【左】藤村住人行岡利兵衛 【右】享保〇〇
									イ	本堂下棟鬼面瓦	-
ウ						17	ア	浄満寺	門大棟鬼面瓦	安政4年(1857)	【左】安政四歳巳十一月 【右】(印) 〇瓦重
									イ	門大棟鬼面瓦	-
市三宅	市三宅	18	ア	安楽寺	脇堂下棟鬼面瓦	延享4年(1747)	【左】江州栗太郡/高野六地藏村林太右衛門 【右】丁延享四年/卯極月吉日				
					イ	-	-	【左】丁延享四年/卯十二月吉日 【右】高野六地藏村/瓦師林太右衛門			
					19	ア	円光寺	門大棟鬼面瓦	天保11(1800~1840)	【右】天保11年/子霜月吉日	
藤原	小南	20	ア	国主神社	脇社大棟鱧瓦	-	八幡/瓦屋太兵衛/福井太兵衛				
					21	ア	壽勝寺	本堂下棟鬼面瓦	天明5年(1785)	【左】瓦工市井金六 【右】天明五年巳八月日	

自治体名	地区名	大字名	番号	社寺等名	形態	年代(西暦)	銘文(ノは改行)						
中主町	中里	八夫	22	ア 正源寺	門下覆役瓦	明治21年(1888)	苗村金三郎ノ瓦ノ□□□□明治廿一年ノ子七月吉日						
					門脇榎榎獅子口瓦	-	【左】作人□□□□ 【中】山口穂二郎 【右】八幡寺門儀						
					-	-	(印) 近八幡幸門瑞岳(記号) 特製御瓦所ノ江山口穂二郎						
		木部	23	ア	24	ア 鐘鐘寺	表門扉榎榎獅子口瓦	-	□八歳三月日ノ八幡山寺本仁兵衛作ノタカ				
							阿弥陀堂獅子口瓦	-	【天】八幡山本町ノ福井権右衛門				
							-	-	【天】湖東八幡山ノ市井金六				
							-	-	【天】湖東八幡山ノ福井権右衛門				
							阿弥陀堂大榎獅子口瓦(榎瓦)	安政4年(1857)	【上】安政四年ノ巳十月吉日ノ御本山御用ノ御用瓦師八幡住徳右衛門 【下】同池田丁久田佐兵衛七十七才作				
							阿弥陀堂大榎獅子口瓦	-	【天】御瓦師□御用瓦師ノ八幡山本町元十住人ノ垣内徳右衛門ノ同池田三丁目ノ久田佐兵衛七十七才作				
							阿弥陀堂大榎獅子口瓦(榎瓦)	安政4年(1857)	【上】安政四年ノ巳十月吉日 【中】御用御瓦師ノ八幡山本町元ノ垣内徳右衛門 【下】同池田丁久田佐兵衛七十七才作				
							阿弥陀堂大榎獅子口瓦(榎瓦)	-	【下】同池田三丁目久田佐兵衛七十七才作				
							獅子口瓦	-	【天】八幡山本町住人ノ御瓦師福井太兵衛ノ同池田三丁目住人久田佐兵衛ノ七十七才作				
							榎瓦	-	【下】同池田三丁目久田佐兵衛七十七才作				
							西河原	25	ア	西福寺	獅子口瓦(榎瓦)	寛政3年(1791)	【左】八幡多賀住ノ瓦工ノ寺本仁兵衛 【右】寛政三年ノ亥八月日(印の刻印あり)
							比留田	26	ア	27	中村藤一宅	主屋鬼瓦	嘉永6年(1853)
	蔵丸面瓦										-	八幡多賀村ノ寺本仁兵衛 八幡山坪田三五郎作之	
	イ								伊東弘宅	主屋鬼瓦	文化5年(1808)	文化五戊辰歳五月吉日ノ八幡山紙屋町ノ瓦仁兵衛作	
	伊東弘宅						イ	27	イ	主屋鬼瓦	文化5年(1808)	文化五戊辰歳五月吉日ノ江州八幡山□□瓦仁兵衛作	
		主屋鬼瓦	文化5年(1808)	文化五戊辰歳五月吉日ノ江州八幡山□□瓦仁兵衛作									
		主屋鬼瓦	文化5年(1808)	文化五戊辰歳五月吉日ノ江州八幡山□□瓦仁兵衛作									
	中州	吉川	28	ア	正賢寺	本堂下榎鬼瓦	安永4年(1775)	【左】安永四乙未十月吉日ノ瓦屋徳右衛門 【右】八幡池田三丁目ノ作久田佐兵衛					
						本堂下榎鬼瓦	-	【左】職工人ノ池田三丁目久田佐兵衛 【右】□□□(読解不明)					
						本堂下榎鬼瓦	安永4年(1775)	【左】御瓦工榎屋ノ八幡住垣内平兵衛 【右】安永四乙未ノ十月吉日					
						本堂下榎鬼瓦	安永4年(1775)	【右】安永四乙未十月吉日ノ御瓦工榎屋垣内氏					
						善久寺	門榎鬼面瓦	寛政12年(1800)	【左】八幡本町ノ瓦屋徳右衛門 【右】寛政十二年ノ正月吉日				
						兵主	55	ア	兵主大社	榎門大榎鬼面瓦	天和元年(1681)	天和元年ノ御西村半右衛門ノ西ノ十一月	
	兵主	イ	オ	カ	榎門榎瓦	榎門榎瓦	安永13年(1763)	宝曆拾三歳建立ノ北霜月吉日□□□□中願主ノ兵主大神宮ノ八幡瓦師ノ垣内徳右衛門ノ□□□□ 八幡本町ノ瓦師徳右衛門 宝曆拾三歳建立ノ□未十一月吉日ノ瓦所ノ八幡本町住人					
						榎門軒瓦	寛政9年(1797)	湖東ノ八幡山御瓦工ノ寛政九巳九月吉日ノ垣内徳右衛門ノ久田佐兵衛作					
						榎門輪違瓦	寛政9年(1797)	八幡山ノ瓦師ノ徳右衛門					
						榎門異形獅子口瓦	明治22年(1889)	【天】明治廿二年ノ在四月吉日ノ安治村ノ瓦屋号兵衛作					
榎門異形瓦						明治22年(1889)	(印) 安治ノ瓦						
榎門異形瓦						明治22年(1889)	(印) 安治ノ瓦						

図1 野洲町・中主町の地瓦の年次の展開

年次	中主		野洲		不明
	野洲郡瓦師	八幡瓦師	八幡瓦師	野洲郡瓦師	
1700				野洲郡瓦師の時代	
10				No.16-ア	No.11-ア(1705)
20				(1716~1735)	
30	近出地区の築造期				野洲郡瓦師の築造期(1)
40					No.18-ア(1747)
50		八幡瓦師の集出			
60	近出地区の築造期	No.30-イ~オ(1763)	近出地区の築生	No.17-ア,イ	野洲郡瓦師の築造期(2)
70		No.29-ア,ウ,エ(1775)	No.2-ア(1775)		
80			No.14-ア(1777)		
90			No.10-ア(1779)		
1800		No.5-ア(1781)			
10		No.25-ア(1791)			
20		No.30-九,十(1797)			
30		No.7-ア(1797)			
40		No.29-ア(1800)			
50		No.27-7,イ(1808)			No.3-ア(1809)
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50	No.26-ア(1853)				
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					
40					
50					
60					
70					
80					
90					
1900					
10					
20					
30					

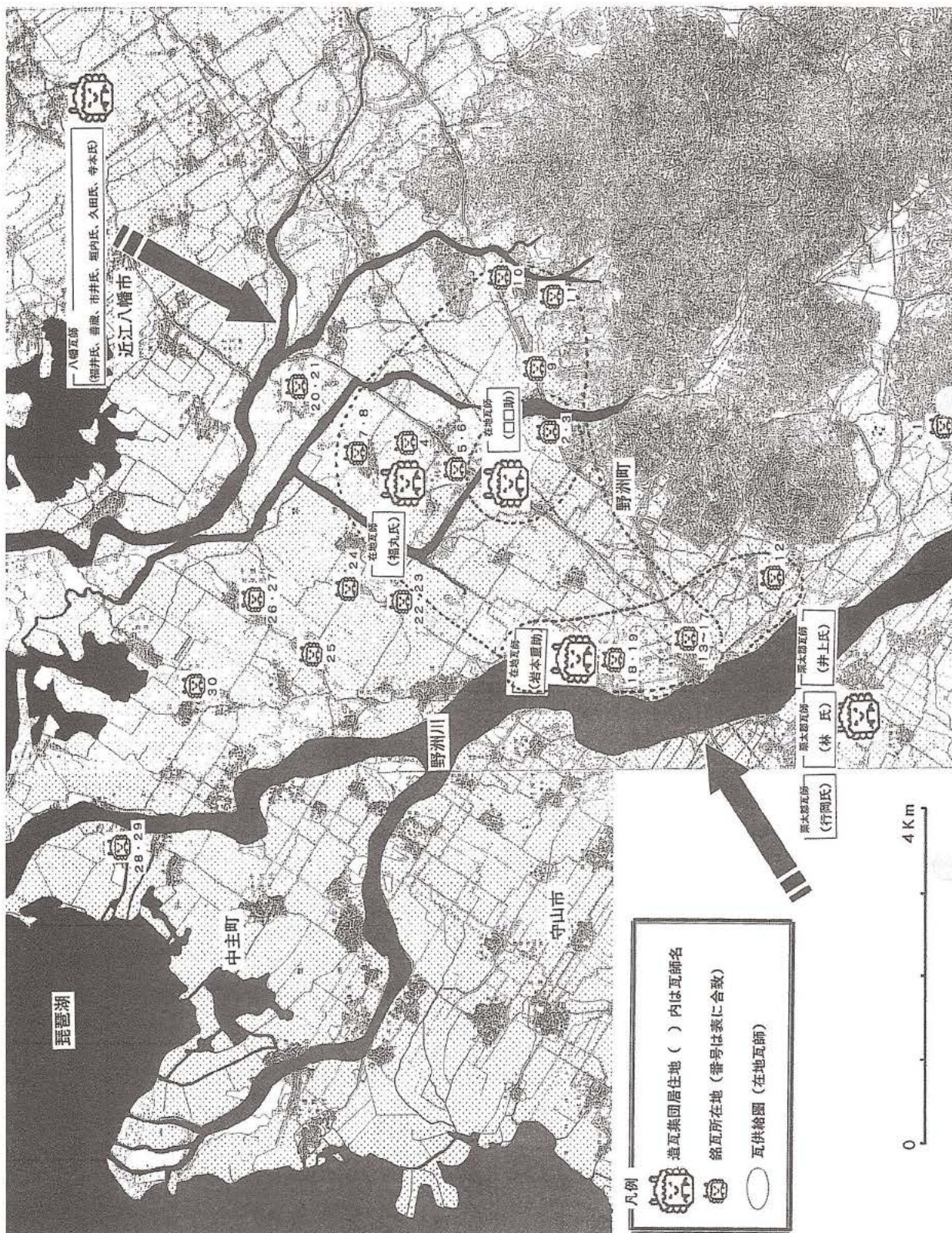


図2 野洲町ならびに中主町における近世銘瓦の分布と造瓦集団の活動